

災害防止規定

建設作業における災害防止のため、災害防止規定を次のとおり定める。

第1章 総 則

(安全管理)

- 第1条 1. 本組合に、安全管理担当者（理事のうちから理事長が委嘱する）をおき、組合員の安全管理を行う。
2. 安全管理担当者は、作業所・作業方法等について定期的に点検を実施するほか、組合員の安全作業に関する教育訓練を行う責任を有し、災害が発生した場合はその発生原因及び発生状況を調査記録すると共に、その防止対策を樹立し、実行するものとする。
3. 組合員は、安全管理担当者の指示に従うことは勿論、進んで災害防止活動に努めなければならない。

(衛生管理)

- 第2条 1. 本組合に、衛生管理担当者（理事のうちから理事長が委嘱する）をおき、組合員の衛生管理を行う。
2. 衛生管理担当者は、作業条件・施設等の衛生上の改善・衛生教育・健康相談・その他組合員の健康維持のための措置を行うものとする。
3. 組合員は、衛生管理担当者の指示に従うことは勿論、進んで衛生管理に努めなければならない。

(安全作業)

- 第3条 1. 組合員は、作業前に準備体操を行うこと。
2. 作業前に、その日の作業内容を熟知し、材料・器具等の点検を確実に行うほか、作業服装に注意すること。
3. 作業足場については、特に注意すること。
- (1) 足場を使用する材料は、損傷・変形・腐食がないかどうか点検する。
- (2) 抱き合わせ足場は使用しない。
- (3) 鉄管足場は、継ぎ手・金具等のゆるみがないか点検する。
- (4) 材料としての足場板は幅20cm以上、厚さ3.5cm以上、長さ3.6m以上のものを使用する。
- (5) 足場の構造及び材料に応じて作業床の最大積載荷重を定め、これを超えて積載しない。
- (6) つり足場については、動揺、転位等を防止するための措置を講じる。
4. 腕木・布・はり・脚立その他の作業床の支持物は、荷重によって破壊することないように注意すること。

5. 床材は、転位・脱落等しないよう2つ以上の支持物に取り付けてあるかどうか点検すること。
6. 乗降のためやむを得ない場合を除いては、他の足場・脚立・はしご等を支持台としないこと。
7. 材料・器具・工具などを上げ下げする場合は、つり綱・つり袋等を使用すること。
8. 命綱・保護帽等の保護具は、作業の状況に応じ確実に使用すること。
9. 倒壊を防止するため、壁つなぎまたは控えの安全を点検する。
10. 感電の恐れのある作業においては、絶縁管・絶縁覆等を装着し危害防止をすること。
11. 材料の製作・運搬等のため、ミキサー・ウィンチ・砂フルイ器具等を使用するときは、点検等によって危害防止すること。
12. 暴風雨等の悪天候のため、作業の危険が予測されるときは作業を中止すること。

(衛生措置)

- 第4条
1. 組合員は、毎年10月、本組合で実施する定期健康診断を受けなければならない。
 2. 組合員は、常に健康管理に留意し、心身の過労を戒めること。
 3. 暑熱・寒冷・多湿その他衛生上有害な作業上においては、特に作業時間・作業方法・作業終了の措置等について配慮すること。

(その他)

- 第5条
- 以上の他、労働安全衛生法・労働安全衛生規則の「安全衛生管理体制」「原動機及び動力電動装置」「機械装置」「型わく支保工」「足場」「墜落防止」「電気災害の防止」「防護具」「火災及び暴発の防止」等の条項を厳守すること。

附 則

- 第1条 この規定は平成30年4月1日から施行する。